

○防衛省告示第三十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が平成二十九年三月一日次のとおり決定された。

平成二十九年三月三日

防衛大臣 稲田 朋美

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有	土地…約一二、〇〇〇平方メートル
			民有	土地…約二三、〇〇〇平方メートル

陸上自衛隊が訓練場所として共同使用する。

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有

使用期間…平成二十九年三月六日から同  
月十七日までの間

土地…約一九、〇〇〇平方メートル

国土交通省中国地方整備局等が道路用地  
等として共同使用する。

五〇二九 佐世保海軍施設

佐世保市

水域…約二九、〇〇〇平方メートル

佐世保市が浚渫工事を実施するため共同  
使用する。

使用期間…浚渫工事完了の日まで

六〇一一 キャンプ・ハンセン

沖縄県国頭郡宜野座

国有

土地…約四六〇平方メートル

村

公有

土地…約八九〇平方メートル

宜野座村が進入路整備用地等として共同  
使用する。

六〇一一 キャンプ・ハンセン 沖縄県国頭郡宜野座 公有 土地…約四〇平方メートル

村 沖縄電力株式会社が電柱等の設置用地と

して共同使用する。

六〇一一 キャンプ・ハンセン 沖縄県国頭郡宜野座 公有 土地…約四〇平方メートル

村 西日本電信電話株式会社が通信設備の設

置用地として共同使用する。

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要

三〇一三 横田飛行場 東京都西多摩郡瑞穂 国有 土地…約六三、〇〇〇平方メートル

町 道路整備用地等として追加提供する。

三〇一三 横田飛行場 福生市、羽村市、東 国有 工作物…通信装置等

京都西多摩郡瑞穂町 ユーティリティ等として追加提供する。

四〇八四 広弾薬庫

呉市

国有

工作物…下水等

防災施設として追加提供する。

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有

土地…約七五五、〇〇〇平方メートル

工作物…囲障等

家族住宅等用地として追加提供する。

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有

建物…約九〇平方メートル

工作物…門等

制御棟等として追加提供する。

六〇〇一 北部訓練場

沖縄県国頭郡東村

国有

工作物…水道等

環境負荷低減対策設備として追加提供する。

る。

六〇一一 キャンプ・ハンセン

沖縄県国頭郡宜野座

国有

工作物…囲障等

村

ガードレール等として追加提供する。

六〇二九 キャンプ・コート うるま市

国有

工作物…水道等

二一

環境負荷低減対策設備として追加提供する。

六〇三二 キャンプ・シールズ 沖縄市

国有

工作物…電力線路等

環境負荷低減対策設備として追加提供する。

六〇三七 嘉手納飛行場 沖縄市

国有

建物…約一四、〇〇〇平方メートル

工作物…門等

整備格納庫等として追加提供する。

六〇四八 ホワイト・ビーチ地 うるま市

国有

工作物…電力線路等

環境負荷低減対策設備として追加提供する。

区

三二八八 相馬原演習場

群馬県北群馬郡榛東

国有

土地…約一八六、〇〇〇平方メートル

村

建物…約一一、三〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…平成二十九年三月五日から同  
月十七日までの間

陸上自衛隊相馬原演習場及び陸上自衛隊  
相馬原駐屯地の施設の一部を、地位協定  
第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域  
として提供する。この場合において、合  
衆国軍隊がこの施設及び区域を使用して  
いる期間中は、地位協定の関連ある条項  
が適用される。

土地…約三、六〇〇平方メートル

五二二四 北熊本駐屯地

熊本市

国有

駐車場等用地として追加提供する。

陸上自衛隊北熊本駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。